

甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、都市住民等による労力の提供を受けながら醸造用甲州種の確保と地域におけるぶどう園の荒廃防止に取り組む農業協同組合、農家、都市住民、市町村等で構成する甲州ぶどう栽培クラブ（以下「事業実施主体」という。）が行う、甲州ぶどう栽培クラブ支援事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、事業実施主体が実施する事業に対し、事業実施主体を構成する農業協同組合に交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 この事業は、1ヵ年度に事業実施主体の設置経費を補助するほか、3ヵ年度に分けて事業実施主体の運営経費を補助するものであり、補助額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする農業協同組合は、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。なお、申請は3ヵ年度に分け、各年度に行うものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）により知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難と

なった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付額の算定)

第6条 補助金の交付額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）により農業協同組合に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 農業協同組合は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 農業協同組合は、補助事業の完了の日、又は、中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日、又は、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実績報告書（様式第6号）に関係書類を添付して提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 農業協同組合は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに、知事に報告しなければならない。

4 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、事業の完了、又は、中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、農業協同組合に通知するものとする。

(事業の完了)

第11条 この事業は、1年目は甲州ぶどう栽培クラブの設置及び甲州ぶどう栽培クラブ活動ほ場（約20a）における生産活動、2年目は甲州ぶどう栽培クラブ活動ほ場（約40a）における生産活動、3年目は甲州ぶどう栽培クラブ活動ほ場（約50a）における生産活動をもって完了とし、天災など特別な場合を除き、これら各年度ごとに行う事業がすべて完了しない場合においては、既に交付した補助金をすべて返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 農業協同組合は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる機械及び器具等（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他知事が補助金交付の目的を達成するために特に必要があると認めたもの

2 農業協同組合は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた農業協同組合は、この事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表

1 補助金の交付単価

(1) 栽培クラブの設置

単位：千円

対象年度	補助率	補助限度額	交付対象
1年目	1 / 2 以内	200	旅費、需用費、役務費 (栽培クラブに関する会議に係る経費、栽培クラブHPの構築・運営に係る経費、クラブ会員の募集・選考に係る経費)

※補助金の額は、1,000円未満を切り捨てとする。

(2) 栽培クラブの運営

単位：千円

対象年度	補助率	交付額	交付対象
1年目	定額	1,200	報償費(コーディネーターに係る経費) ※1日10千円を基本とし120日までとする
		350	需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 (栽培クラブ活動ほ場(約20a [*])に係る経費、甲州種の栽培(資材、小農具)に係る経費、クラブ会員の保険に係る経費、ワインの委託醸造に係る経費) ※20aを上限とする
2年目	定額	1,200	報償費(コーディネーターに係る経費) ※1日10千円を基本とし120日までとする
		300	需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 (栽培クラブ活動ほ場(約40a [*])に係る経費、甲州種の栽培(資材)に係る経費、クラブ会員の保険に係る経費、ワインの委託醸造に係る経費) ※40aを上限とする
3年目	定額	1,200	報償費(コーディネーターに係る経費) ※1日10千円を基本とし120日までとする
		350	需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 (栽培クラブ活動ほ場(約50a [*])に係る経費、甲州種の栽培(資材)に係る経費、クラブ会員の保険に係る経費、ワインの委託醸造に係る経費) ※50aを上限とする

※ただし、実績額が交付額を下回った場合は実績額とする。

様式第1号

番
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合名
代表者名 印

平成 年度甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別添計画書のとおり実施したいので、甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

交付申請額 円(〇年目)

※別添「甲州ぶどう栽培クラブ事業計画書」を添付

※要領第2別記様式1号及び2号、要領第3の1別記様式3号及び4号の写しを添付

別添

平成 年度
甲州ぶどう栽培クラブ支援事業実施計画書

1 事業実施方針

2 事業推進体制

3 事業費及び収支予算

(1) 事業費及び事業費負担区分

単位：千円

項 目	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	事業主体	その他	
(1) 栽培クラブの設置経費					
(2) 栽培クラブの運営経費 ・コーディネーターに係る経費 ・クラブ活動に係る経費					
計					

(2) 収支予算

ア 収入の部

単位：千円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
事業実施主体負担金					
その他					
計					

イ 支出の部

単位：千円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
(1) 栽培クラブの 設置経費					
(2) 栽培クラブの 運営経費 ・コーディネーター に係る経費 ・クラブ活動に係る 経費					
計					

4 添付書類

(1) クラブ会員名簿

(2) その他知事が必要と認めるもの

様式第2号

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

農業協同組合名
代表者名 印

平成 年度甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、
次の理由により事業計画を変更したいので、甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金
交付要綱第5条(1)の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面
を添付すること。

様式第3号

番
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合名
代表者名 印

平成 年度甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金交付要綱第5条（2）の規定により、申請します。

1 中止（廃止）の理由

様式第4号

番
平成 年 月 日

農業協同組合名

代表者名

殿

山梨県知事 印

平成 年度甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第7条により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

山梨県知事 殿

農業協同組合名
代表者名 印

平成 年度甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助金について、甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額④	備考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名 _____

預金種別 (当座・普通)

口座名 _____

口座番号 _____

様式第6号

番
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合名
代表者名 印

平成 年度甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、
甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、別添のとおり
報告します。

1 補助金の交付決定額 金 円

2 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名 _____

預金種別 (当 座 ・ 普 通)

口 座 名 _____

口 座 番 号 _____

別添 2

平成 年度
甲州ぶどう栽培クラブ支援事業実施報告書

1 事業の実施方針

2 事業の推進体制

3 事業費及び収支決算

(1) 事業費及び事業費負担区分

単位：円

項 目	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	事業主体	その他	
(1) 栽培クラブの設置経費					
(2) 栽培クラブの運営経費 ・コーディネーターに係る経費 ・クラブ活動に係る経費					
計					

(2) 収支決算

ア 収入の部

単位：円

項 目	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
事業実施主体負担金					
その他					
計					

イ 支出の部

単位：円

項 目	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
(1) 栽培クラブの 設置経費					
(2) 栽培クラブの 運営経費 ・コーディネーター に係る経費 ・クラブ活動に係る 経費					
計					

4 事業実績

5 添付書類

- (1) コーディネート活動状況報告書
- (2) クラブの活動が分かる写真等
- (3) その他知事が必要と認めるもの

山梨県知事 殿

農業協同組合名
代表者名 印

平成 年度甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告します。

1 補助金の確定額

金 円
(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号

番
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合名
代表者名 印

財産処分承認申請書

平成 年度甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費要綱第12条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分使用とする理由
- 4 その他必要な書類